

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則」の一部改正について

新旧対照表

(赤字部分変更)

改 正 案	現 行
<p>規則名 暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 本規則は、暗号資産等関連デリバティブ取引業を行う第一種会員(デリバティブ)が、顧客による不公正取引を防止するための取引審査体制及び当該会員による不公正取引等を防止するための体制を整備するにあたって必要となる措置を定めることにより、暗号資産等の市場の公正性、透明性の向上を図るとともに、顧客保護を資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 本規則において、「不公正取引」とは、金融商品取引法(以下「法」という。)第157条、第158条、第159条第1項及び第2項、第185条の22第1項、第185条の23第1項並びに第185条の24第1項及び第2項に掲げる行為をいう。 2 本規則において「相場操縦行為等」とは、法第159条第1項及び第2項並びに第185条の24第1項及び第2項に掲げる行為をいう。</p>	<p>規則名 暗号資産関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則</p> <p>(目的) 第1条 本規則は、暗号資産関連デリバティブ取引業を行う会員が、顧客による不公正取引を防止するための取引審査体制及び当該会員による不公正取引等を防止するための体制を整備するにあたって必要となる措置を定めることにより、暗号資産市場の公正性、透明性の向上を図るとともに、顧客保護に資することを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 本規則において、「不公正取引」とは、金商法第185条の22第1項、第185条の23第1項及び185条の24第1項並びに同条第2項に掲げる行為をいう。 2 本規則において「相場操縦行為等」とは、金商法第185条の24第1項及び第2項に掲げる行為をいう。</p>

3 本規則において「不正行為等」とは、**法第 157 条、第 158 条、第 185 条の 22 第 1 項及び第 185 条の 23 第 1 項**に掲げる行為という。

4 本規則において、「禁止行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 業府令第 117 条第 1 項第 44 号、同項第 45 号及び第 46 号に掲げる行為

(2) 第 3 章各条に規定される禁止行為

5 本規則において、「取引審査」とは、顧客による不公正取引を防止するための取引審査をいう。

(社内規則の制定)

第 3 条 **第一種会員（デリバティブ）**は、不公正取引の防止に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

(略)

(取引審査部門の設置等)

第 4 条 **第一種会員（デリバティブ）**は、取引審査業務を担う部署（以下「取引審査部門」という。）を設置しなければならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、取引審査業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。

3 **第一種会員（デリバティブ）**は、公正かつ適切な取引審査の実施に適した組織及び人員配備その他必要な措置を施さなければならない。

3 本規則において「不正行為等」とは、**金商法第 185 条の 22 第 1 項及び第 185 条の 23 第 1 項**に掲げる行為という。

4 本規則において、「禁止行為」とは、次の各号に掲げる行為をいう。

(1) 金商業府令第 117 条第 1 項第 44 号、同項第 45 号及び第 46 号に掲げる行為

(2) 第 3 章各条に規定される禁止行為

5 本規則において、「取引審査」とは、顧客による不公正取引を防止するための取引審査をいう。

(社内規則の制定)

第 3 条 **会員**は、不公正取引の防止に関して、次の各号に掲げる事項について規定した社内規則を定めなければならない。

(略)

(取引審査部門の設置等)

第 4 条 **会員**は、取引審査業務を担う部署（以下「取引審査部門」という。）を設置しなければならない。

2 **会員**は、取引審査業務が適切に行われるように、当該業務に従事する役職員に対し、適宜、教育研修及び業務指導等の実施に努めなければならない。

3 **会員**は、公正かつ適切な取引審査の実施に適した組織及び人員配備その他必要な措置を施さなければならない。

4 **第一種会員（デリバティブ）**は、取引審査部門並びにその責任者及び担当役員を、「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る受注管理体制の整備に関する規則」第3条に定める受注管理部門から独立させるものとする。

（取引審査体制の実効性の確保）

第5条 **第一種会員（デリバティブ）**は、第3条により定める社内規則に基づき、適時、顧客の行う暗号資産等関連デリバティブ取引の動向の確認及び不公正取引に関する情報の収集を図り、不公正取引を監視しなければならない。

2 前項の監視の結果、不公正取引が疑われる状況を検知した場合には、当該顧客の属性、取引目的等を的確に把握し、不公正取引の該当性を判断しなければならない。

3 **第一種会員（デリバティブ）**は、暗号資産等関連デリバティブ取引の実態に応じて、定期的に社内規則の内容を見直し、取引審査体制の実効性を確保しなければならない。

（相場操縦行為等に係る取引審査）

第6条 **第一種会員（デリバティブ）**は、第3条で定めた社内規則に基づき相場操縦行為等に係る取引審査を行わなければならない。

（略）

3 **第一種会員（デリバティブ）**は、前項に定める取引審査を行った結果、顧客の取引行為が相場操縦行為等に該当す

4 **会員**は、取引審査部門並びにその責任者及び担当役員を、「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る受注管理体制の整備に関する規則」第3条に定める受注管理部門から独立させるものとする。

（取引審査体制の実効性の確保）

第5条 **会員**は、第3条により定める社内規則に基づき、適時、顧客の行う暗号資産関連デリバティブ取引の動向の確認及び不公正取引に関する情報の収集を図り、不公正取引を監視しなければならない。

2 前項の監視の結果、不公正取引が疑われる状況を検知した場合には、当該顧客の属性、取引目的等を的確に把握し、不公正取引の該当性を判断しなければならない。

3 **会員**は、暗号資産関連デリバティブ取引の実態に応じて、定期的に社内規則の内容を見直し、取引審査体制の実効性を確保しなければならない。

（相場操縦行為等に係る取引審査）

第6条 **会員**は、第3条で定めた社内規則に基づき相場操縦行為等に係る取引審査を行わなければならない。

（略）

3 **会員**は、前項に定める取引審査を行った結果、顧客の取引行為が相場操縦行為等に該当する又は該当するおそれ

る又は該当するおそれが高いと判断した場合には、当該顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客との取引を停止するなど、適切な措置を講じなければならない。

(不正行為等への対応)

第7条 **第一種会員（デリバティブ）**は、不正行為等に関する情報（他社の提供する取引における不正行為を含む。）を入手した場合、当該会員の顧客に当該不正行為等を行った者が含まれているか検索しなければならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、前項の検索の結果、該当する顧客を検知した場合には、当該顧客による不正行為等の重大性・悪質性等を考慮の上、当該顧客に対する注意喚起又は当該顧客との取引の停止など、適切な措置を講じなければならない。

(情報取得者による不公正な行為の防止)

第8条 **第一種会員（デリバティブ）**は、暗号**等**資産**関係**情報を利用した不公正な行為を防止するため、「暗号資産**等**関連デリバティブ取引業に係る暗号等資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」第4章に定める対応をとらなければならない。

(仮名口座、架空名義取引等の禁止)

第9条 **第一種会員（デリバティブ）**は、顧客が本人以外の名義を使用していることを知りながら、当該顧客からの注文を受け付けてはならない。

が高いと判断した場合には、当該顧客に対し注意喚起を行い、その後も改善が見られない場合には、当該顧客との取引を停止するなど、適切な措置を講じなければならない。

(不正行為等への対応)

第7条 **会員**は、不正行為等に関する情報（他社の提供する取引における不正行為を含む。）を入手した場合、当該会員の顧客に当該不正行為等を行った者が含まれているか調査しなければならない。

2 **会員**は、前項の調査の結果、該当する顧客を検知した場合には、当該顧客による不正行為等の重大性・悪質性等を考慮の上、当該顧客に対する注意喚起又は当該顧客との取引の停止など、適切な措置を講じなければならない。

(情報取得者による不公正行為の防止)

第8条 **会員**は、暗号資産**関連**情報を利用した不公正な行為を防止するため、「暗号資産**関連**デリバティブ取引業に係る暗号資産**関係**情報の管理体制の整備に関する規則」第4章に定める対応をとらなければならない。

(架空名義取引等の禁止)

第9条 **会員**は、顧客が本人以外の名義を使用していることを知りながら、当該顧客からの注文を受け付けてはならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、顧客以外の者が、顧客になりすまして取引の注文を行うことを防止するための措置を講じることなく、顧客からの注文を受け付けてはならない。

（虚偽表示等の禁止）

第10条 **第一種会員（デリバティブ）**及びその役職員は、受注に際して、虚偽の事実を告げてはならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**及びその役職員は、受注に際して業府令第78条第5号から第7号まで及び同条第13号イからホまでに掲げる事項その他重要な事項について、事実と相違する表示をし、又は顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

（ノミ行為の禁止）

第11条 **第一種会員（デリバティブ）**の役職員は、顧客の注文を当該会員に通さずに、他方で当該顧客に対しては注文を当該会員に通したかのように装って、自らが相手方となって取引してはならない。

2 **第一種会員（デリバティブ）**は、顧客の相手方となって、自らが取引を行う場合には、顧客にあらかじめその旨を明示した上で当該顧客の同意を得ることなく取引を行ってはならない。

（無断取引の禁止）

第12条 **第一種会員（デリバティブ）**及びその役職員は、あらかじめ顧客の同意を得ずに、顧客の計算による取引を発注し、約

2 会員は、顧客以外の者が、顧客になりすまして取引の注文を行うことを防止するための措置を講じることなく、顧客からの注文を受け付けてはならない。

（虚偽表示等の禁止）

第10条 **会員**及びその役職員は、受注に際して、虚偽の事実を告げてはならない。

2 **会員**及びその役職員は、受注に際して金商業府令第78条第5号から第7号まで及び同条第13号イからホまでに掲げる事項その他重要な事項について、事実と相違する表示をし、又は顧客を誤認させるような表示をしてはならない。

（ノミ行為の禁止）

第11条 **会員**の役職員は、顧客の注文を会員に通さずに、他方で当該顧客に対しては注文を会員に通したかのように装って、自らが相手方となって取引してはならない。

2 **会員**は、顧客の相手方となって、自らが取引を行う場合には、顧客にあらかじめその旨を明示した上で当該顧客の同意を得ることなく取引を行ってはならない。

（無断取引の禁止）

第12条 **会員**及びその役職員は、あらかじめ顧客の同意を得ずに、顧客の計算による取引を発注し、約定してはならない。

定してはならない。

- 2 **第一種会員（デリバティブ）** 及びその役職員は、銘柄、数量、価格、受注した注文の発注のタイミングその他取引を受注するに際して必要となる情報の全部又は一部について顧客の意思が不明である場合において、当該不明な情報を顧客に無断で補い約定処理してはならない。ただし、当該不明な情報を**第一種会員（デリバティブ）** が補うことについて顧客の同意があり、かつ、**第一種会員（デリバティブ）** による不公正な約定処理が行われるおそれがない場合はこの限りではない。

（利益供与等の禁止）

第 13 条 **第一種会員（デリバティブ）** 及びその役職員は、顧客若しくはその指定した者に対して特別の利益の提供若しくは保証を約し、又は顧客若しくは第三者に対して特別の利益を提供若しくは保証して取引を行ってはならない。

（遅延行為等の禁止）

第 14 条 **第一種会員（デリバティブ）** 及びその役職員は、顧客の取引の全部又は一部の注文を不当に拒否し、又は不用に遅延させてはならない。

- 2 **第一種会員（デリバティブ）** 及びその役職員は、当該取引に基づく債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は不用に遅延させてはならない。

（不正取得の禁止）

- 2 **会員** 及びその役職員は、銘柄、数量、価格、受注した注文の発注のタイミングその他取引を受注するに際して必要となる情報の全部又は一部について顧客の意思が不明である場合において、当該不明な情報を顧客に無断で補い約定処理してはならない。ただし、当該不明な情報を**会員** が補うことについて顧客の同意があり、かつ、**会員** による不公正な約定処理が行われるおそれがない場合はこの限りではない。

（利益供与等の禁止）

第 13 条 **会員** 及びその役職員は、顧客若しくはその指定した者に対して特別の利益の提供若しくは保証を約し、又は顧客若しくは第三者に対して特別の利益を提供若しくは保証して取引を行ってはならない。

（遅延行為等の禁止）

第 14 条 **会員** 及びその役職員は、顧客の取引の全部又は一部の注文を不当に拒否し、又は不用に遅延させてはならない。

- 2 **会員** 及びその役職員は、当該取引に基づく債務の全部又は一部の履行を不当に拒否し、又は不用に遅延させてはならない。

（不正取得の禁止）

第 15 条 **第一種会員（デリバティブ）** 及びその役職員は、顧客との取引に関連して、顧客が保有する金銭、暗号資産等その他の財産又は証拠金を虚偽の取引価格及び取引数量を利用することその他不正の手段により取得してはならない。

（名義貸しの禁止）

第 16 条 **第一種会員（デリバティブ）** は、自己の名義をもって、他人に取引を行わせてはならない。

自己計算取引についての体制整備）

第 17 条 **第一種会員（デリバティブ）** は役職員及び自己の計算により行う暗号資産等関連デリバティブ取引について、不公正取引または禁止行為を行わないように、適切な情報の管理、取引の監視、役職員への徹底等の措置を行い、かかる措置の実施状況を定期的に点検しなければならない。ただし、禁止行為のうち、業府令第 117 条第 1 項第 46 号に掲げる行為を防止するための措置については、「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る暗号等資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」の定めるところに従うものとし、かかる措置の実施状況を本条に基づき点検するものとする。

2 **第一種会員（デリバティブ）** は、前項に基づく点検の結果、当該会員及び役職員による不公正取引又は禁止行為が判明した場合には、直ちに取締役会その他こ

第 15 条 **会員** 及びその役職員は、顧客との取引に関連して、顧客が保有する金銭、暗号資産その他の財産又は証拠金を虚偽の取引価格及び取引数量を利用することその他不正の手段により取得してはならない。

（名義貸しの禁止）

第 16 条 **会員** は、自己の名義をもって、他人に取引を行わせてはならない。

（自己計算取引についての体制整備）

第 17 条 **会員** は役職員及び自己の計算により行う暗号資産関連デリバティブ取引について、不公正取引または禁止行為を行わないように、適切な情報の管理、取引の監視、役職員への徹底等の措置を行い、かかる措置の実施状況を定期的に点検しなければならない。ただし、禁止行為のうち、金商業府令第 117 条第 1 項第 46 号に掲げる行為を防止するための措置については、「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る暗号資産関係情報の管理の整備に関する規則」の定めるところに従うものとし、かかる措置の実施状況を本条に基づき点検するものとする。

2 **会員** は、前項に基づく点検の結果、会員及び役職員による不公正取引、禁止行為が判明した場合には、直ちに取締役会その他これに準ずる意思決定機関に報告するもの

れに準ずる意思決定機関に報告するものとし、当該意思決定機関の関与の下、再発防止策その他必要な措置を講じるものとする。

(社内記録等の保存等)

第 18 条 第一種会員（デリバティブ）は、次の各号に掲げる事項について社内記録を作成し、5 年間、保存しなければならない。

(略)

2 第一種会員（デリバティブ）は、前項のほか、暗号資産等関連デリバティブ取引に係る注文について、取引審査の実効性の確保に必要な情報を取得し、適切に保存しなければならない。

(発生報告)

第 19 条 第一種会員（デリバティブ）は、各月の顧客による不公正取引及びその他の不公正な行為の発生状況及びこれに対して行った措置の内容を取りまとめ、協会に報告しなければならない。

2 第一種会員（デリバティブ）は、第 17 条第 1 項に基づく点検の結果、当該会員及び役職員による不公正取引又は禁止行為が判明した場合には、その内容及び対策について、直ちに協会に報告しなければならない。

(協会による確認)

第 20 条 第一種会員（デリバティブ）は、不公正取引、禁止行為及

とし、当該意思決定機関の関与の下、再発防止策その他必要な措置を講じるものとする。

(社内記録等の保存等)

第 18 条 会員は、次の各号に掲げる事項について社内記録を作成し、5 年間、保存しなければならない。

(略)

2 会員は、前項のほか、暗号資産関連デリバティブ取引に係る注文について、取引審査の実効性の確保に必要な情報を取得し、適切に保存しなければならない。

(発生報告)

第 19 条 (削除)

2 会員は、各月の顧客による不公正取引及びその他の不公正な行為の発生状況及びこれに対して行った措置の内容を取りまとめ、協会に報告しなければならない。

3 会員は、第 17 条第 1 項に基づく点検の結果、会員及び役職員による不公正取引又は禁止行為が判明した場合には、その内容及び対策について、直ちに協会に報告しなければならない。

(協会による確認)

第 20 条 会員は、不公正取引、禁止行為及びその他の不公正な行為

びその他の不公正な行為に関し、協会から説明又は報告を求められた場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

に関し、協会から説明又は報告を求められた場合には、正当な理由なくこれを拒否してはならない。

「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則」に関するガイドライン
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>ガイドライン名 「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則」に関するガイドライン</p> <p>第 8 条関係 「暗号等資産関係情報」とは「暗号資産等関連デリバティブ取引業に係る暗号等資産関係情報の管理体制の整備に関する規則」第 2 条第 1 項に定める情報をいいます。</p> <p>第 12 条第 2 項但書関係 例えば、いわゆる逆指値やシナリオ注文などについては、顧客がその判断要素をあらかじめ設定して注文することから、会員によって不公正な約定処理が行われる余地は少なく、但書の要件を充足するものと考えられます。また、注文条件の一部については会員の判断に委ねるものとする注文については、当該注文の受付に関する社内規則を設け、公正に執行するための業務管理態勢をもって、受注管理責任者の事前承認と事後確認を</p>	<p>ガイドライン名 「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る不公正取引等の防止に関する規則」に関するガイドライン</p> <p>第 12 条第 2 項但書関係 例えば、いわゆる逆指値やシナリオ注文などについては、顧客がその判断要素をあらかじめ設定して注文することから、会員によって不公正な約定処理が行われる余地は少なく、但書の要件を充足するものと考えられます。また、注文条件の一部については会員の判断に委ねるものとする注文については、当該注文の受付に関する社内規則を設け、公正に執行するための業務管理態勢をもって、受注管理責任者の事前承認と事後確認を確実にを行う場合</p>

確実に行う場合には、但書の要件を充足するものと考えます。
なお、暗号資産等関連デリバティブ取引に関し、投資一任業務に類する業務をもって行う場合には、内部牽制態勢を確保するため、当該業務を行う部門を本規則に関わる部門とは隔離する必要があるほか、当該業務を行うことが法令等に抵触しないことを会員の責任をもって確認する場合には、但書の要件を充足するものと考えられます。

第 13 条関係

「特別の利益」は、金銭や暗号資産等、その他の金品に限られません。利益の供与又は保証を受ける者には、顧客のほか顧客が指定した第三者が受ける場合も含まれるほか、会員が第三者をして特別の利益の提供等を約させ、又はこれを提供させる行為も本条の禁止行為に含まれます。顧客等に対して手数料等の軽減、景品類の提供、キャッシュバック等を行う行為は、直ちに「特別の利益」に該当するものではありませんが、条件が一定の基準に基づき設定され不当でないこと、同様の取引条件にある顧客に対して同様の取り扱いをすること、過大なものではないことなど、社会通念上妥当と認められる範囲に留まるよう留意する必要があります。

本項は、特別の利益の提供若しくは保証を約する等して取引を行うことを禁じるものですが、特別の利益の提供を約するなどして勧誘することは「暗号資産交換業に係る勧誘及び広告等に関する規則」において禁止され、暗号資産等関連デリバティブ取引

には、但書の要件を充足するものと考えます。なお、暗号資産関連デリバティブ取引に関し、投資一任業務に類する業務をもって行う場合には、内部牽制態勢を確保するため、当該業務を行う部門を本規則に関わる部門とは隔離する必要があるほか、当該業務を行うことが法令等に抵触しないことを会員の責任をもって確認する場合には、但書の要件を充足するものと考えられます。

第 13 条関係

「特別の利益」は、金銭や暗号資産、その他の金品に限られません。利益の供与又は保証を受ける者には、顧客のほか顧客が指定した第三者が受ける場合も含まれるほか、会員が第三者をして特別の利益の提供等を約させ、又はこれを提供させる行為も本条の禁止行為に含まれます。顧客等に対して手数料等の軽減、景品類の提供、キャッシュバック等を行う行為は、直ちに「特別の利益」に該当するものではありませんが、条件が一定の基準に基づき設定され不当でないこと、同様の取引条件にある顧客に対して同様の取り扱いをすること、過大なものではないことなど、社会通念上妥当と認められる範囲に留まるよう留意する必要があります。

本項は、特別の利益の提供若しくは保証を約する等して取引を行うことを禁じるものですが、特別の利益の提供を約するなどして勧誘することは「暗号資産関連デリバティブ取引業に係る勧誘及び広告等に関する規則」において禁止され、暗号資産関連デ

の結果として生じた利益の不足や損失の補てんを行うことは金融商品取引法において禁止されていることに留意してください。

第 17 条第 2 項関係

「再発防止策その他必要な措置」には、役職員等に対して行った措置の内容に関する記録の保存を含みます。

リバティ取引の結果として生じた利益の不足や損失の補てんを行うことは金融商品取引法において禁止されていることに留意してください。